

川口市〇〇町会 防犯カメラ管理規程

1 目的

この規程は、〇〇町会（町会名を記載）に設置する防犯カメラについて、「川口市防犯カメラの設置及び運用に関する基準」に基づき、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することと併せ、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置及び運用について定める。

2 設置者及び管理責任者

(1) 設置者

〇〇町会 （町会名を記載）

(2) 管理責任者

〇〇町会 川口 太郎（町会名・町会長名を記載）

（連絡先：電話〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇）

3 設置台数及び設置場所

防犯カメラ ○台 川口市青木 2－1－1 （別図のとおり）
川口市青木 2－1－1 （別図のとおり）
川口市青木 2－1－1 （別図のとおり）

4 録画範囲

川口市青木 2－1－1 付近（別図のとおり）
川口市青木 2－1－1 付近（別図のとおり）
川口市青木 2－1－1 付近（別図のとおり）

5 設置表示及び管理方法

(1) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載したプレート等を設置する。

(2) 設置者及び管理責任者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。また、設置者及び管理責任者が必要であると判断する場合には、防犯カメラの操作及び画像の取扱いを行う担当者を指定することができる。

6 画像データの保管と廃棄

(1) 画像は、撮影時のまま保管し、加工はしない。

(2) 記録した媒体は、外部に漏れることのないよう、施錠するなど細心の注意を払い慎重な管理運用を行う。

(3) 防犯カメラの運用時間は、原則24時間とする。

(4) 撮影された画像の保管期間は、概ね7日間とし、保管期間終了後は廃棄する。

7 画像の利用制限

(1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。

(2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。)

ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合

8 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合、事故等が発生した場合は、遅滞なく適切に処理する。

9 維持管理

市の補助金を活用し、設置した防犯カメラの維持管理は、設置者の責任において運用するものとする。なお、一年に一度は点検を行うよう努める。

(附則)

この規程は、令和〇〇年〇月〇日から施行する。